

最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格の 算定基準の改正及び公表について

天草広域連合が発注する建設工事における最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、以下のとおり改正し公表することとしましたのでお知らせします。

■主な改正点

<最低制限価格制度>

○「最低制限基準価格」の算定方法における「機器費等を含む建設工事」の算定方法を廃止し、最低制限基準価格を算出する算入率を公表

<低入札価格調査制度>

○「低入札価格調査基準価格」及び「失格判断基準価格」における「機器費等を含む建設工事」の算定方法を廃止し、「低入札価格調査基準価格」を算出する算入率を公表

改正内容

【最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格】

■全ての建設工事（①～④の合計）

①直接工事費×97%

②共通仮設費×90%

③現場管理費×90%

④一般管理費×68%

※機器費等を含む直接工事費の算定方法を廃止。

※算入率を公表

※対象工事等詳しくは、別紙「建設工事における最低制限価格制度並びに低入札価格調査制度について」をご覧ください。

【お問い合わせ】

天草広域連合総務企画課

財務監理係

TEL 0969-24-3188